

白鷺小学校・白鷺中学校は

義務教育学校として次のステージに進みます

— 義務教育学校開校要覧 —

姫路市立白鷺小学校

姫路市立白鷺中学校

姫路市立白鷺小中学校



平成30年（2018年）2月

白鷺小・中学校共通の学校教育目標「確かな学力を基盤とした総合的な人間力の育成」にある 人間力(※) は、21 世紀を生きる子供たちに必要な力だと考えます。その人間力を今まで以上に伸ばすため、白鷺小中学校は義務教育学校として、その利点を最大限に活かしていきます。

さらに、今後、姫路市の小・中学校が、夢と誇りを持って義務教育学校に移行できるように、地域の学校（コミュニティ・スクール）として夢を叶える義務教育学校であるべく、教育実践を重ねていきます。

※人間力：確かな学力を身につけ、社会の形成者として、自立し、主体的・能動的・協働的に自分らしい生き方で未来に挑戦する力

姫路市立白鷺小中学校

〒670-0012 兵庫県姫路市本町 68 番地 52

□ 中学部 ☎(079)222-5588 （代表）
Email : hakuro-gim-j@himeji-hyg.ed.jp

□ 小学部 ☎(079)222-2851 （直通）
Email : hakuro-gim-e@himeji-hyg.ed.jp

FAX(079)282-6705 （共通）

<目 次>

- I 義務教育学校の魅力・・・・・・・・・・P 2
- II 変わること 変わらないこと・・・・P 3
- III 学校生活のきまり・時程・・・・・・・・P 6
- IV 教育課程・・・・・・・・・・・・・・P 8
- V 学校行事・・・・・・・・・・・・・・P 9
- VI 部活動・・・・・・・・・・・・・・P10
- VII 施設整備・・・・・・・・・・・・・・P10
- VIII P T A活動・地域活動・・・・・・・・P10

I 義務教育学校の魅力

1 新しい学校制度として、義務教育学校の制度が創設されました。

「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、この改正によって、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。

義務教育学校は、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して実施し、9年間を通じた教育課程を編成して系統的な教育を目指します。

姫路市では平成 29 年 12 月市議会において、姫路市立学校条例の改正案が可決され、義務教育学校として、「姫路市立白鷺小中学校」が平成 30 年 4 月 1 日に開校することに決定しました。

2 義務教育学校として、教職員が一つの組織になります。

義務教育学校となり、小学校と中学校の教職員が一つの組織になることで、より多くの教職員が一人ひとりの児童生徒に関わることが出来ます。今まで以上に児童生徒理解が深まり、指導・支援のつながりもスムーズにいくと考えます。

3 義務教育学校として、9年間を見通した教育課程の編成が可能になります。

学習指導要領に示された教育課程を準用しますが、児童生徒の実態、教科の特性や学習内容を総合的に判断し、必要に応じて履修学年を変えることが可能になります。確かな学力の向上を目指し、7年生の学習内容を6年生の授業に前倒しして学習することができ、その逆も可能になります。

また、取得教員免許に応じ、1年生から9年生まで学級担任、教科担任が可能となります。例えば、6年生の担任がそのまま7年生に持ち上がるということが出来ます。

4 義務教育学校として、従来の特徴ある学習内容を各教科・領域の中で設定します。

(1) ACE学習

現在、中学3年生の総合的な学習で取り組んでいる「ACE学習※①」の充実をめざし、自ら課題設定できるように、義務教育学校前期課程段階から、各教科・領域の学習の中で、ACE学習への意識づけ、意味づけ、関連づけを行い、自学力（主体的・能動的に学習する力）を身につけさせます。この自学力は、将来、困難な課題に直面したときにも、自分の力を信じて、自分らしく生きていく礎になる力となります。

(2) 白鷺学

白鷺校区の「ひと・もの・こと」を大切にした「白鷺学※②」を9年間通して行います。少子化の時代、また大都市集中の人口移動の中、「白鷺を好きになり、白鷺を誇りに思い、白鷺の魅力を発信していく白鷺っ子」を育てていきます。

この白鷺学でふるさとを心に刻むとともに、人間関係力を育み、学ぶことの楽しさを感じてくれると考えています。

※①・②の注釈はP 4

5 義務教育学校として、白鷺小・中学校で培った教育実践を最大限に活かします。

白鷺小・中学校は、平成22・23年度文部科学省小中連携教育実践研究協力校、第9回小中一貫教育全国サミット in 姫路授業公開（平成26年度）等、実践研究発表会を毎年実施してきました。義務教育学校という一つの組織になることで、教職員の協働による取組をより強化し、これまで培ってきた様々な教育実践の成果を最大限活かしていきます。



小1と中3の合同授業



A C E学習の新聞記事



小6のお城ガイド（白鷺学）

II 変わること 変わらないこと

1 義務教育学校になって変わること

(1) 学校名称

これまでの「姫路市立白鷺小学校」「姫路市立白鷺中学校」という呼び方が、両校を合わせて「姫路市立白鷺小中学校」となります。

(2) 学校組織

1年生から9年生までの児童生徒が就学する新たな学校として、一人の校長のもと、学校組織が一本化されます。職員室も一つになります。

(3) 学年

「小学1年生～6年生、中学1年生～3年生」という呼び方が変わり、「1年生～9年生」となります。そして、小学校の教育課程（前期課程）を学ぶ1年生～6年生を小学部、中学校の教育課程（後期課程）を学ぶ7年生～9年生を中学部と呼びます。

(4) 学校行事

小学校6年生の「卒業式」は「前期課程修了式」として6年生の3月に実施し、それに併せて、小学校の「卒業証書」は「前期課程修了証書」になります。また、中学部での生活が始まる7年生では、「入学式」ではなく「進級式」を行います。

小学校1年生の「入学式」、中学校3年生の「卒業証書授与式」は、それぞれ1年生の「入学式」、9年生の「卒業証書授与式」として、現行通り実施します。

(5) 特色ある教育課程（学習内容）

姫路市には、9年間の学習活動を一体として捉えた「姫路市小中一貫教育標準カリキュラム」があり、白鷺小学校・白鷺中学校もこれを参考にして学習を進めてきました。現在、学習指導要領が改訂されることに伴い、姫路市教育委員会においてもこのカリキュラムの改訂作業が行われています（平成31年度末に完成予定）。

姫路市のモデルプランとなる、9年間の集大成としての「ACE学習」や、「白鷺学」といった白鷺独自の特色あるカリキュラム（ブランドカリキュラム）を、姫路市教育委員会と連携を図りながら編成していきます。そして、自学力や人間関係力を向上させるための様々な実践に取り組むと共に、その成果や課題を広く発信していきます。

【ACE学習】

ACE学習とは、Ambition（志）・Challenge（挑戦）・Expression（表現）の頭文字をとったもので、現在、中学3年生の総合的な学習の時間に行っています。自ら課題を設定し、計画を立て、主体的・能動的に課題解決に取り組み、その成果をまとめて発表していきます。

今後、前期課程段階から、各教科・領域の中で、ACE学習への意識づけ、動機づけ、関連づけを行っていきます。

【白鷺学】

各教科・領域のうち、白鷺校区（広くは姫路市）の「ひと・もの・こと」に係る学習を「白鷺学」と呼びます。

1年生～9年生を白鷺学のカリキュラムでつなぎ「白鷺を好きになり、白鷺を誇りに思い、白鷺の魅力を発信していく白鷺っ子」を育てていきます。

(6) 部活動

部活動は、技能の向上だけでなく、学習意欲を向上させ、責任感や連帯感を育てる場であり、児童生徒のよりよい人間形成につながっていきます。運動部の公式戦出場は、中学校体育連盟の関係で7年生～9年生のみとなります。小学部からの参加については、各関係機関と調整しながら検討していきます。

(7) 開校記念日

白鷺小学校11月17日、白鷺中学校5月10日であった別々の開校記念日を5月10日に合わせます。

2 義務教育学校になっても変わらないこと

(1) 学校教育目標・校訓

現行の教育目標「確かな学力を基盤とした総合的な人間力の育成」を継続し、確かな学力の向上と人間関係力の育成をめざした教育実践を重ねていきます。

また、校訓は白鷺中学校の校訓「**自律創造**」「**力行奉仕**」「**敬愛親和**」を引き継ぎます

白鷺小中学校の校訓 ー白鷺中学校創立 30 周年記念誌より抜粋ー

○「自律創造(じりつそうぞう)」

- ・ 日常生活を主体的に正当に判断し処理していくようでありたい。
- ・ 単なる指示命令とか伝統に盲従することなく、常に工夫をこらして、より新しい、より進んだ道に進むように心掛けたい。

○「力行奉仕(りっこうほうし)」

- ・ 力行は「力め行う」であり、よく勤労することである。
- ・ 人のため世のためになるように、むしろ己を捨てても他のために奉仕するといった心構えが大切である。

○「敬愛親和(けいあいしんわ)」

- ・ 「敬愛」は敬し愛することであり、敬するところおのずと愛を伴う。
- ・ 「親和」は相親しみ相和すことで、家庭内、学校内、さらには社会的にも、進んでは国際的にも相親和する関連なる人物を養成したい。

(昭和 30 年 4 月 故茨木太郎校長)

(2) 校章・校歌

現行の校章・校歌をそのまま引き継ぎます。

(3) 制服・体操服等

現行の制服や体操服を着用し、新しく変更することはありません。また、7年生から通学靴や鞆、靴下を指定する等、6年生までときまりが変わることも現行通りです。

(4) 通学区域と転出入

校区外募集は実施しません。通学校区は、旧城南・城巽校区としています。このため9年間の就学を原則としますが、やむを得ぬ事由による転出入や6年生修了時の転出入についてはお申し出下さい。

(5) 教科書

学習指導要領にある小学校・中学校それぞれの教育課程を準用するので、教科書は市内の小・中学校と同じ教科書を使用します。

(6) 授業時間

現行どおりで、前期課程(小学部)は45分、後期課程(中学部)は50分です。

Ⅲ 学校生活のきまり・時程

1 学校生活のきまり

義務教育学校に移行するにあたり、きまりは基本的に変更する予定はありません。ただし、5・6年生頃からは中学部の生活へスムーズに移行できるように、中学部のきまりを意識した生活を送るよう指導します。中学部では、義務教育の最終段階として、社会的・職業的自立を見据え、きまりが細部に渡る部分と生徒に考えさせる部分がでてきます。

参考までに、現在の主なきまりについて掲載します。

【小中学部で同じきまり】

- ・学校生活に必要なもの（マンガ、携帯電話等）は、学校へ持ち込まない。
- ・名札は、防犯上の理由により登下校中は隠してもよいが、登校後は、必ず見えるように出す。
- ・衣替えは、7月1日から8月31日まで夏服を着用し、11月1日から4月30日までは冬服を着用する。それ以外の期間は、気候や体調などに合わせて各人で判断し、夏服・冬服どちらを着用しても構わない。
- ・保護者による自動車での送迎は、怪我などの特別な事情がある場合に、認められることがある。
- ・欠席連絡は、8時までに保護者が行う。

【小中学部で違うきまり】

- ・シャープペンシルの使用は、筆圧など正しい書き方を指導するため、小学部では使用しないが、中学部では使用してもよい。
- ・髪は、小学部では特に指導しないが、中学部ではツーブロックや編みこみのように技巧をこらした髪型や染髪をしない。
- ・スカートの長さは、現在、小学部では「下にはいているズボンが見えない程度」となっているが、5・6年生では中学部のきまりである「膝あたり」を意識して着用する。



校訓



目指す子供像



地学園

2 時 程

平成 30 年度から中学部でも学校給食（全員）が実施される予定です。給食の準備や片づけに時間が必要となるため、終学活の時間帯を 6 校時後に変更します。

このことにより、1・3・6 校時の開始時刻が小学部・中学部で共通となり、交流をより深めることが出来ると考えています。

| 小学部（1年生～6年生） | | 中学部（7年生～9年生） | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 登校 | 8:15 | 登校 | 8:15 |
| 朝の会／朝の学習 | 8:15～8:40 | ひめじ学びタイム／学活 | 8:20～8:40 |
| 1 校時 | 8:45～9:30 | 1 校時 | 8:45～9:35 |
| 2 校時 | 9:40～10:25 | 2 校時 | 9:45～10:35 |
| 中間休み | 10:25～10:45 | | |
| 3 校時 | 10:45～11:30 | 3 校時 | 10:45～11:35 |
| 4 校時 | 11:40～12:25 | 4 校時 | 11:45～12:35 |
| 昼食 | 12:25～13:05 | 昼食 | 12:35～13:05 |
| 清掃 | 13:10～13:25 | 昼休み | 13:05～13:20 |
| 昼休み | 13:25～13:40 | 清掃 | 13:25～13:35 |
| 5 校時 | 13:45～14:30 | 5 校時 | 13:40～14:30 |
| 6 校時 | 14:40～15:25 | 6 校時 | 14:40～15:30 |
| 終わりの会 | 15:25～15:40 | 終学活 | 15:35～15:50 |
| | | 部活動 | 15:50～ |

※中学部の「ひめじ学びタイム」とは、短時間学習を示します。

※小学部で実施する「朝の学習」の一部にも「ひめじ学びタイム」が含まれます。



9 学年の学年だより



児童と生徒の朝練習（陸上競技）



ノート指導の掲示物



授業風景（小1）



授業風景（中2）



授業風景（小5）

IV 教育課程

【現行学習指導要領】(H30～)

| 課程 | | 前期課程 | | | | | | 後期課程 | | |
|---------------|-----------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|
| 区分 | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 7年生 | 8年生 | 9年生 |
| 各教科の 授業時数 | 国語 | 306 | 315 | 245 | 245 | 175 | 175 | 140 | 140 | 105 |
| | 社会 | | | 70 | 90 | 100 | 105 | 105 | 105 | 140 |
| | 算数(数学) | 136 | 175 | 175 | 175 | 175 | 175 | 140 | 105 | 140 |
| | 理科 | | | 90 | 105 | 105 | 105 | 105 | 140 | 140 |
| | 生活 | 102 | 105 | | | | | | | |
| | 音楽 | 68 | 70 | 60 | 60 | 50 | 50 | 45 | 35 | 35 |
| | 図画工作 | 68 | 70 | 60 | 60 | 50 | 50 | | | |
| | 美術 | | | | | | | 45 | 35 | 35 |
| | 家庭(技術・家庭) | | | | | 60 | 55 | 70 | 70 | 35 |
| | 体育(保健体育) | 102 | 105 | 105 | 105 | 90 | 90 | 105 | 105 | 105 |
| | 外国語 | | | | | | | 140 | 140 | 140 |
| | 外国語活動 | | | 15 | 15 | 50 | 50 | | | |
| 道徳の授業時数 | 34 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | |
| 総合的な学習の時間の授業数 | | | 70 | 70 | 70 | 70 | 50 | 70 | 70 | |
| 特別活動の授業時間数 | 34 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | |
| 総授業時数 | 850 | 910 | 960 | 995 | 995 | 995 | 1015 | 1015 | 1015 | |

※小学校及び義務教育学校（前期課程）は平成31年度まで、中学校及び義務教育学校（後期課程）は平成32年度まで現行となります。なお、平成30年度より平成31年度まで、姫路市においては、移行措置として外国語活動が実施されます（青字部分）。

【新学習指導要領】(H32～)

| 課程 | | 前期課程 | | | | | | 後期課程 | | |
|---------------|-----------|------|-----|------|------|------|------|------|------|-----|
| 区分 | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 7年生 | 8年生 | 9年生 |
| 各教科の 授業時数 | 国語 | 306 | 315 | 245 | 245 | 175 | 175 | 140 | 140 | 105 |
| | 社会 | | | 70 | 90 | 100 | 105 | 105 | 105 | 140 |
| | 算数(数学) | 136 | 175 | 175 | 175 | 175 | 175 | 140 | 105 | 140 |
| | 理科 | | | 90 | 105 | 105 | 105 | 105 | 140 | 140 |
| | 生活 | 102 | 105 | | | | | | | |
| | 音楽 | 68 | 70 | 60 | 60 | 50 | 50 | 45 | 35 | 35 |
| | 図画工作 | 68 | 70 | 60 | 60 | 50 | 50 | | | |
| | 美術 | | | | | | | 45 | 35 | 35 |
| | 家庭(技術・家庭) | | | | | 60 | 55 | 70 | 70 | 35 |
| | 体育(保健体育) | 102 | 105 | 105 | 105 | 90 | 90 | 105 | 105 | 105 |
| | 外国語 | | | | | 70 | 70 | 140 | 140 | 140 |
| | 外国語活動 | | | 35 | 35 | | | | | |
| 特別の教科 道徳の授業時数 | 34 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | |
| 総合的な学習の時間の授業数 | | | 70 | 70 | 70 | 70 | 50 | 70 | 70 | |
| 特別活動の授業時間数 | 34 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | |
| 総授業時数 | 850 | 910 | 980 | 1015 | 1015 | 1015 | 1015 | 1015 | 1015 | |

※小学校及び義務教育学校（前期課程）は平成32年度から、中学校及び義務教育学校（後期課程）は平成33年度から完全実施となります。

※授業時数は、1～6年生は小学校の学習指導要領、7～9年生は中学校の学習指導要領をもとに示しています。学習内容については、P2に記載のとおり、必要に応じて履修学年を変えることが可能になります。

※白鷺独自の特色あるカリキュラムである「ACE学習」や「白鷺学」は、総合的な学習の時間を中心にして、各教科や特別の教科 道徳、特別活動の時間に取り組みます。(P4参照)

V 学校行事 ※平成 30 年度予定

| | 小学部 | 中学部 |
|-----|--|---------------------------|
| 4月 | 開校式 入学式 始業式 着任式 個人懇談 | |
| | 離任式 | 離任式 進級式 課題考査 9年修学旅行 |
| 5月 | 歓迎会・なかよし班① PTA総会・オープンスクール 開校記念日(5月10日) | |
| | スポーツフェスティバル | |
| 6月 | | 8年トライやる 9年実力考査 期末考査 生徒会選挙 |
| | なかよし班② 避難訓練 | |
| 7月 | | 中播地区総合体育大会 |
| | 個人懇談 終業式 サマーセミナー | |
| 8月 | 4年林間学舎 | |
| | 登校日 | |
| 9月 | 始業式 オープンスクール | |
| | | 課題考査 校内弁論 |
| 10月 | 5年自然学校 6年修学旅行 | 中間考査 |
| | 朝会 なかよし班③ | |
| 11月 | 音楽会 | 文化発表会 9年実力考査 期末考査 |
| | 校内音楽会 | |
| 12月 | | 9年ACE学習発表 生徒会選挙 |
| | | 9年実力考査 ウィンターセミナー |
| 1月 | 愛城会 個人懇談 終業式 | |
| | 始業式 避難訓練 オープンスクール | |
| 2月 | | 課題考査 9年個人懇談 |
| | 音読会 学級懇談 入学説明会 | 7年自然教室 進級説明会 期末考査 |
| 3月 | お別れ会・なかよし班④ スーパーACE発表会 | |
| | 6年生を送る会 感謝の会 前期課程修了式 | 9年生を送る会 学年保護者会 |
| | 卒業式 修了式 | |



小中合同清掃



中学校文化発表会に小6が参加



スポーツフェスティバル

VI 部活動

※平成 29 年度実績

<運動部>

- ・軟式野球部
- ・男子バスケットボール部
- ・男女卓球部
- ・女子バレーボール部
- ・女子ソフトテニス部
- ・陸上競技部

<文化部>

- ・音楽部
- ・美術部
- ・茶華道部
- ・和太鼓部（準部活動）
- ・よさこい部（準部活動）



VII 施設整備

※P12に施設配置図

白鷺小学校と中学校は、義務教育学校として一つの学校になります。しかし、特別史跡内に位置するため施設を一体型に改築することは難しく、小学部（前期課程）と中学部（後期課程）の校舎は従来どおりです。校舎等の呼び方は大きく変更しませんが、従来の共通棟を「協働棟」と名称変更して、PTAや地域諸団体の活動拠点として位置づけます。

VIII PTA活動・地域活動

※現在調整中

※P12に組織図

(1) PTA活動

白鷺小・中学校のPTAは、平成28年度の途中から、小・中合同で常任委員会を開催するなど、組織の一本化に向けて準備を進めてきました。義務教育学校となる平成30年度を迎え、更に学校や地域諸団体と協働しながら、児童生徒の健全な成長を願って諸活動を実施していきます。

【役員組織と活動内容】

○役員組織

統括会長、統括副会長、副会長、本部長、幹事、書記、会計、そして監査役からなり、児童生徒のために、PTA会員である保護者の皆様と教職員との橋渡しをします。

○活動内容

愛護図書部、交通部、保健体育部、研修部、交流部、広報部、愛護育成部からなり、それぞれが学校行事や地域行事、学習活動のサポート、登下校の安全指導などで関わりを持ちながら活動をします。“できる時に、できることを、できる範囲で”保護者の皆様のご協力をいただきながら、児童生徒の教育環境の充実を目指しています。

今後は、上記部会を「生活」「学習」「交流」「環境」の4グループに編成して、地域・学校との協働をより推進していきます。

(2) 地域活動

白鷺小中学校は、「世界文化遺産 国宝姫路城」を校区に持ち、歴史と文化の息づく校区です。さらに、伝統ある「城南」「城巽」の両地区の教育力は高く、地域全体で児童生徒を育てる環境が整っています。平成21年に発足した「学校支援地域協議会」は、サタデースクールの運営母体となり、平成25年に「地域による学校支援活動」として文部科学大臣表彰を受けました。

そして、平成29年4月、「白鷺中ブロック義務教育学校設置検討協議会（白鷺学校運営協議会）」を立ち上げ、姫路市教育委員会より「姫路コミュニティ・スクール」の指定を受けました。この度、白鷺小中学校が開校するにあたり、地域諸団体を「生活」「学習」「交流」「環境」の4部会に編成することで、教職員、児童生徒、保護者、地域の皆様との協働体制が強化されます。そして、学校・家庭・地域それぞれの教育力の向上が図られると考えます。

コミュニティ・スクールとは「学校運営協議会」を設置した学校のことです。学校・保護者・地域住民が一体となって、「地域で育てる子どもの姿」を共有し、子どもに関わる学校や地域の課題を話し合い、主体的にその解決に向けて協働することで、将来の地域を支える人材を育成するものです。



お城祭り

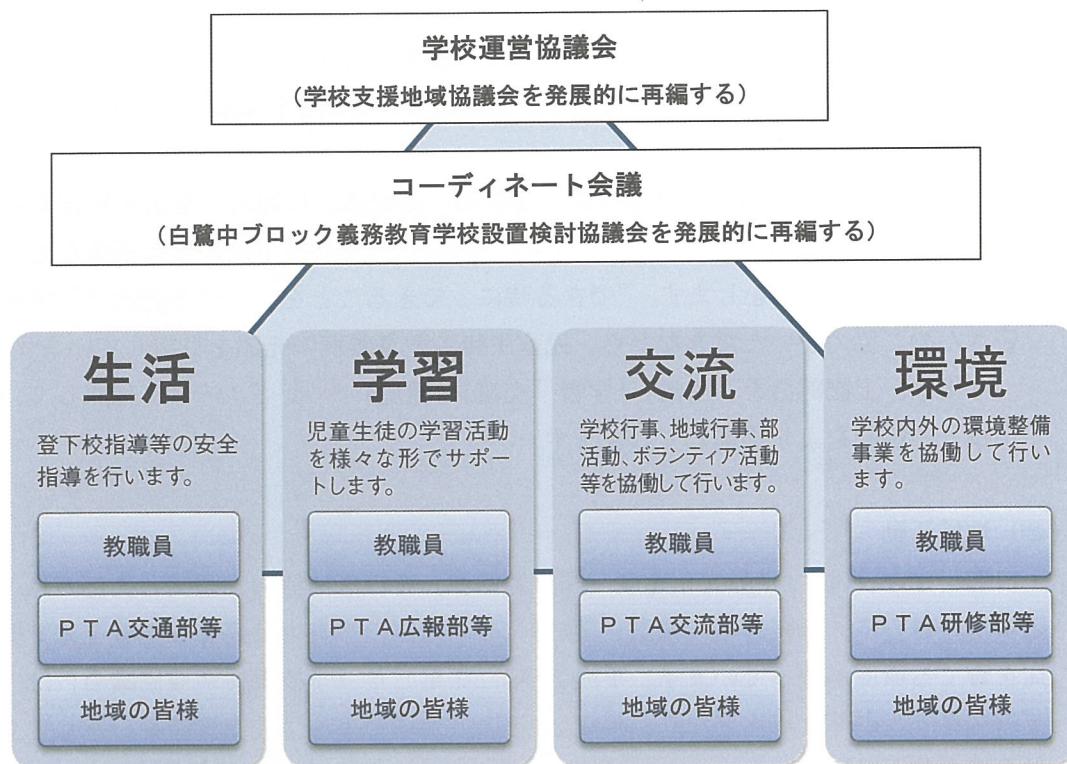


人間将棋

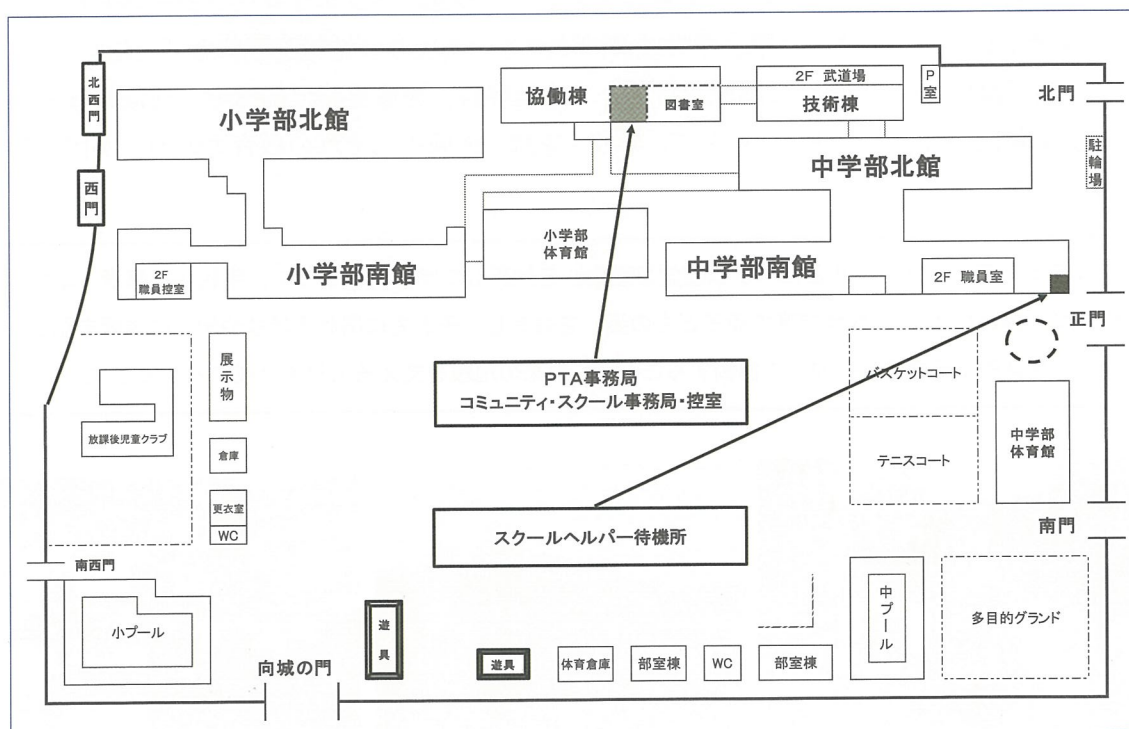


サタデースクール

【白鷲コミュニティ・スクールの組織図】



【施設配置図】



姫路市の進める小中一貫教育

白鷺小学校を設置して10年目の節目を迎えます。

白鷺小学校・白鷺中学校は、1中1小施設隣接型モデルブロックとして、平成21年度より本市の小中一貫教育をリードしてきました。本市では、いわゆる「中1ギャップ」の解消を小中一貫教育導入のきっかけとし、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を目指した取組を進めています。

文部科学省の発行した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」には、小中一貫教育の顕著な成果が明らかになってきたこと、小中一貫教育に取り組もうとする機運が全国的にも高まっている状況などが記されています。また、小学校と中学校が別々の学校制度として設計されていることによる様々な限界を超えて、小中一貫教育の取組を高度化させる等の観点から、平成28年度より正式に、新たな学校制度として義務教育学校が誕生しました。

本市においても、新たな学校制度である義務教育学校の設置検討を3年に渡って行い、外部委員を含めた「小中一貫教育新制度検討懇話会」等で様々な意見を聞きました。そして、最終的に学校へ公募することとしました。また、保護者や地域の皆様に、学校とともに子供を育てていくための目標やビジョンを共有していただき、一定の権限と責任を持って学校経営に参画していただく「学校運営協議会」を設置し、その中で義務教育学校の設置検討や設置に向けた準備について、熟議を重ねていただくことにしました。さらに、保護者、地域住民を対象とした「新しい学校制度に関するアンケート」を実施しました。その根底には、「地域とともにある、特色ある学校創り」の思いがあります。

本市初の義務教育学校として、また、コミュニティ・スクールとして、白鷺小中学校が本市教育の牽引役となるよう、学校、保護者、地域住民、そして教育行政が一体となった取組を進めていきます。

○姫路市小中一貫教育のあゆみ

| | |
|----------|---|
| 平成19年度 | 「魅力ある姫路の教育創造プログラム」に事業構想位置付け |
| 平成19年 7月 | 白鷺中学校ブロックを小中一貫教育推進モデルブロックに指定 |
| 平成21年 1月 | 姫路市小中一貫教育標準カリキュラム策定 |
| 平成21年 4月 | 白鷺中学校ブロックモデル実践（1中1小施設隣接型）開始 |
| 平成23年 4月 | 小中一貫教育全市展開 広嶺中学校ブロックモデル実践（1中複数小施設分離型）開始 |
| 平成26年10月 | 小中一貫教育全国サミット in 姫路開催 授業公開：広嶺、白鷺、四郷、東 発表：書写、安富 |
| 平成28年 8月 | 新しい学校の種類である義務教育学校公募 |
| 平成29年 4月 | 姫路コミュニティ・スクール（白鷺・豊富・四郷中学校ブロック）に指定し、新制度（義務教育学校）についての検討開始 |
| 平成29年12月 | 「姫路市立学校条例」等の改正 |
| 平成30年 4月 | 姫路市立白鷺小中学校（義務教育学校）開校 |

姫路市教育委員会



白鷺中ブロック義務教育学校設置検討協議会
(白鷺学校運営協議会)

※本協議会の協議内容の詳細につきましては、白鷺中学校HPにリンクされている「姫路コミュニティ・スクール」をご覧ください。<http://www.himeji-hyg.ed.jp/hakuro-j/index.cfm/1,0,343.html>